

# ユティック陸上競技部サポーターズクラブ会則

## 第1章 総 則

(名称)

第1条 本クラブは、ユティック陸上競技部サポーターズクラブと称します。

(目的)

第2条 ユティック陸上競技部を愛する者すべてが一体となり応援活動を通じて、ユティック陸上競技部を支援することを目的とします。

## 第2章 会 員

(入会・会員資格)

第3条 本クラブの会員は、第2条の目的に賛同し、本会則に同意のうえ、入会申込み及び会費納入を行い、会員登録をした個人とします。

(申込み)

第4条 本クラブの会員となろうとする者は、本会則の全てに同意したうえで、別途クラブが定める手続きをとることにより、本クラブへの入会申込みを行うものとします。

(会員資格の有効期間)

第5条 会員資格の有効期間は、本クラブが入会を承諾した日から、その直後に到来する2月末日までとします。

(会費)

第6条 本クラブの会費は、以下の通りとします。  
年額 3,000 円/口

(退会)

第7条 会員は、本クラブからの退会を希望する場合には、当クラブ所定の方法により届け出るものとします。

- 2 本クラブは、会員から退会手続きを受理したときには、退会手続きを実施し、手続きを完了した時点で会員に通知するものとします。この場合、本クラブの手続き完了の時点をもって、会員たる地位を喪失するものとします。
- 3 会員が有効期間の途中で退会した場合であっても、本クラブは、会費を返還いたしません。

## 第3章 運 営

(事務局)

第8条 本クラブは株式会社ユティックトレーニングセンターに事務局を置くものとします。

(会員特典)

第9条 会員は、以下の特典を受けることができます。

- (1) ユティックマガジンの送付 (入会手続き完了以降に発行した号)
- (2) メールマガジンの配信
- (3) 記念グッズの送付
- (4) その他当クラブの判断に付与する特典

(会費の使途)

第10条 納入された会費は、ユティック陸上競技部の運営及び本クラブ会員相互の利益を図るものに費消するものとします。

(会則の変更)

第11条 本クラブは、合理的に必要な範囲において、本会則の全部または一部を変更、追加、または廃止できるものとします。また、本会則の全部または一部の変更等につき、何ら責任を負うものではありません。

(個人情報の取り扱い)

第12条 本クラブは、会員から取得した個人情報（氏名・住所・電話番号・メールアドレス・その他本会員から本クラブが取得した個人情報をいいます）を以下の目的にのみ使用し、他の目的には使用しません。

- (1) 会員特典の付与・送付
- (2) ユティック陸上競技部に関する情報提供
- (3) 会員からの問合せへの対応
- (4) その他本会則に基づく義務履行

(損害賠償)

第13条 事務局は本クラブの運営に関して生じた会員の損害等すべてに対し、いかなる責任も負わず、また、一切の損害を賠償する義務がないものとします。また、会員がサービス利用に関して第三者に損害を与えた場合、自己の責任で解決し、事務局に損害を与えないものとします。

付 則

この会則は、令和2年3月20日から施行します。